

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年2月24日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 東京支社長 蓼沼 慶正

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和4年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

1 当該招請の主旨

本業務は、深夜業務における帰宅のため必要な場合又は業務上必要な場合に電話等による配車により職員の指示する目的地までタクシーで安全に運送する業務及び当該タクシーに利用できるタクシーチケットの供給業務を行うものである。

本業務の実施に当たっては、当機構におけるタクシーの利用状況等を踏まえ、利便性及び使用実績の有する特定の者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定の者以外の者で4の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者及び当該応募者との契約手続に移行する。

2 業務概要

- (1) 業務名 借上乗用自動車（タクシー）の供給業務
- (2) 業務内容 電話等による配車及びタクシーチケットの供給業務
- (3) 履行期限 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 業務目的

深夜業務における帰宅のため必要な場合又は業務上必要な場合に電話等による配車により職員の指示する目的地までタクシーで安全に運送する業務及び当該タクシーに利用できるタクシーチケットの供給業務を行うことを目的とする。

4 応募要件

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条に該当しない者であること。
- (2) 過去1年間に於いて、北海道、東北、北陸信越、関東、中部、近畿、中国、四国、若しくは九州のいずれかの運輸局、内閣府沖縄総合事務局又は神戸運輸管理部（以下「運輸局等」という。）から、業務の停止以上の行政処分を受けていない者であること。
- (3) 本件に関する下記の参加条件をすべて満たしている者であること。ただし、詳細は別途交付する説明書によるものとする。
 - ① 事業の種別として「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受け、かつ営業区域として運輸局等の許可を受けている会社の借上乗用自動車（タクシー）の配車が可能なこと。
 - ② 配車可能な運輸局等認可のタクシー車両台数が300台以上であること（関連会社又は協定会社を含む。）。

- ③ 配車する車両が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和３年２月）」の「22－8 旅客輸送（自動車）の【判断の基準】」を満たしていること。
 - ④ 有効に使用できるタクシー乗車券を無償で当機構に提供できること。
 - ⑤ タクシー利用料金の支払は、１ヶ月毎の精算払いとすること。
 - ⑥ タクシー料金請求書は毎月末日締めで、翌月 15 日までに提出が可能なこと。
 - ⑦ 接客態度、運転技術に優れ、安全かつ的確に目的地まで運行できる車両を配車できること。
 - ⑧ 事務取扱手数料等運賃以外の料金が機構にかからないこと。
 - ⑨ 上述①から③までについては、これらの事実を証明又は確認することが出来る書面の写しを参加意思確認書の提出期限までに提出すること。
- (4) 応募者がタクシーチケット会社である場合にあっては、発券するチケットにより利用が可能なタクシー事業者少なくとも 1 者が前号及び前々号の要件を満たしていること。
- 5 手続等
- (1) 担当支社等
- 〒105-0011 東京都港区芝公園 2-4-1 （芝パークビル B 館 5 階）
 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 東京支社 総務部 契約課
 電話 03-5403-8732 ファクシミリ 03-5403-8770
 電子メールアドレス keiyaku.tkybuppin@jr-tt.go.jp
- (2) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
- ア 交付期間 令和 4 年 2 月 24 日（木）から令和 4 年 3 月 25 日（金）まで。
 イ 交付場所 (1) に同じ。
 ウ 交付方法 (1) の担当支社等で交付又は電子メールによる電子データを交付する。
 説明書の交付を希望する場合は、予め (1) の担当まで事前連絡を行うこと。
- (3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法
- ア 提出期限 令和 4 年 3 月 25 日（金）16 時 00 分。
 イ 提出場所 (1) に同じ。
 ウ 提出方法 提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）すること。
6. その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (3) 契約に係る情報提供の協力依頼
- 次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。なお、詳細については、説明書を参照して下さい。
- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。